

## 金融犯罪にご注意ください

さまざまな手法や手口で急増している巧妙かつ高度な金融犯罪を未然に防ぐため、代表的な手法・手口などをご案内しています。このような被害に遭われることのないよう、十分お気をつけください。

「金融犯罪にご注意ください」

<https://www.jabank.org/attention/>

## 特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み

警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、JA キャッシュカードでのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

「特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み」

[http://www.lakeootu.jas.or.jp/pdf/etc/notice\\_tokusyusagi.pdf](http://www.lakeootu.jas.or.jp/pdf/etc/notice_tokusyusagi.pdf)

## 取引時確認に関するお客さまへのお願い

JA では、犯罪から得た資金の洗浄(マネーロンダリング)およびテロ資金の供与を防止する等のため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「同法」といいます。)に基づき、口座開設や共済加入などの際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、職業や取引を行う目的などについても確認させていただくことになりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「取引時確認に関するお客さまへのお願い」

<https://www.jabank.org/attention/honnin/>

## 安全にお取引いただくために

1. 通帳・ご印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください
  - 通帳やご印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料(運転免許証・パスポートなど)につきましても、別々にかつ厳重に保管してください。

- 万一、通帳、ご印鑑、キャッシュカードのいずれか1つでも紛失された場合は、ただちにお取り引きのJA・信連にご連絡ください。

## 2. キャッシュカードが偽造され、引き出される被害が拡大しています

- キャッシュカードの磁気データをコピーした(いわゆる「スキミング」)偽造カードを使用して、預貯金などが引き出されたと思われる事件による被害が、全国的に拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- キャッシュカードを入れた財布などを、長時間手元から離すことがないようにしてください。
- 空き巣や車上盗難の被害に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取り引きのJA・信連までご連絡ください。

## 3. キャッシュカードや暗証番号の取扱いにご注意ください

- 暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、生年月日、電話番号、車のナンバー等の番号のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- キャッシュカードの暗証番号は、キャッシュカードのみでご利用されることをお勧めします。
- ATMによる預貯金の引出し等の際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- JA・信連の職員、警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、ただちにお取り引きのJA・信連へご照会ください。

## 4. 不正な振込請求(振り込め詐欺)にご注意ください

- ヤミ金融業者などによる法外・強引な返済請求や、身に覚えのない請求があった場合には、安易に振込みなどを行わないようご注意ください。
- 「おれだけど」と孫や親戚を装い、交通事故の示談金や借金返済などが必要であると偽って、現金の振込みを要求する、いわゆる「振り込め詐欺」の被害も拡大しています。
- 不審に思われるような場合は、最寄りの警察、財務局、都道府県の相談窓口などにご相談ください。

## 5. スリやひったくりなどにご注意ください

- 引出し、預入れの際の現金やキャッシュカードを狙ったスリやひったくりなどにご注意ください。
- 犯人は、「お金が落ちている」「洋服が汚れている」などと話しかけてお客さまの気をそらせ、現金や ATM の挿入口にあるキャッシュカードを盗んだり、尾行や待ち伏せをするなどして犯行におよんでいます。
- 現金の持ち歩きには十分注意し、被害に遭ったときは、大声で近くの人に助けを求めるか、すぐに 110 番しましょう。
- キャッシュカードを盗まれた場合にも、お取引引きの JA・信連に連絡するだけでなく、すぐに 110 番しましょう。

## 6. 金融機関等を装った電子メール詐欺等にご注意ください

- 金融機関等であるかのように装った電子メールを送信し、メールの受信者を当該金融機関のホームページに似せた偽のホームページへ誘導して暗証番号等の重要情報を不正入手する電子メール詐欺(フィッシング詐欺)が発生しています。
- JA・信連ではホームページ、電子メール等で、キャッシュカードや FB サービス等の銀行取引で使用する暗証番号等を照会するようなことはいたしておりませんので、暗証番号等の重要情報を心当たりのない電子メールのリンク先ホームページへ入力されたり、電子メールにて回答されたりすることのないようご注意ください。不審な場合には、ただちにお取引引きの JA・信連へご照会ください。

## 7. 本人確認にご協力ください

- JA では、口座開設などにあたり、法律の定めに基づいたご本人の確認をさせていただいておりますが、盗難通帳・偽造印鑑などにより、お客さまの大切な財産が不正に引き出されることや口座の不正利用を防止するために、貯金の払戻し時などに改めてご本人さまと確認できる確認書類の提示を求めることやご利用目的をお伺いすることがありますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 8. 口座の売買はできません

- 貯金規定では、第三者による口座の利用を禁止させていただいておりますので、口座を売ることや貸すことはできません。貯金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合もございます。